

2月

集団健診の申し込みは 12月27日(金)までに!

時 令和7年2月7日(金)・8日(土)

※受け付けは8時30分～11時。

所 リ・フレ



対40歳以上（子宮頸がん検診のみ20歳以上の女性）

持健康保険証またはマイナ保険証

※4月1日現在、40歳以上75歳未満で、特定健康診査を受診する人は、各医療保険者発行の受診券が必要。ただし、後期高齢者健康診査、基本健康診査を受診する人は必要ありません。

申集団健診予約専用コールセンター（☎0120-489-422）、または予約専用WEBサイト

※コールセンターは、土・日曜日、祝日を除く9時～17時

今年度最後の集団健診です!

健診項目

- ▷健康診査
 - ▷大腸がん検診
 - ▷肝炎ウイルス検診
 - ▷乳がん検診(マンモグラフィ1方向、マンモグラフィ2方向)
 - ▷子宮頸がん検診
 - ▷胃がん検診
 - ▷肺がん検診
 - ▷骨粗しょう症検診
- ※70歳以上の人や市民税非課税世帯の人などは、無料で受診できます。詳細は健康推進課に問い合わせてください。75歳以上の人も集団健診の対象です。

予約専用WEBサイト▶



問健康推進課(リ・フレ内・☎47-1310)

年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動

12月1日(日)～10日(火)

- ①ドライバーは、早めのライト点灯を心がけ、歩行者や他のドライバーに配慮した運転に努めましょう。
- ②歩行者は、夕暮れ時と夜間の外出時には、反射材などを活用し、交通事故から身を守りましょう。
- ③飲酒運転は犯罪です。飲食店などで飲酒する際は必ずハンドルキーパーを決めましょう。

この時期は日没時間が早まり、交通量の増加や慌ただしさから夕暮れ・夜間に重大な交通事故が発生しやすくなります。交通ルールとマナーを守り、安全運転を心掛けましょう。

問総務課 (☎44-9104)

- ④11月1日から、道路交通法の一部が改正されました。自転車運転中のながらスマホ・酒気帯び運転の罰則が強化されています。信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認・ヘルメットの着用のほか、飲酒運転・二人乗り・並進・夜間の無灯火走行の禁止など、基本的な交通ルールを守りましょう。

償却資産の申告は

令和7年1月24日(金)までに

1月1日時点で、市内に償却資産を所有している人は、その資産について毎年申告する必要があります。申告期限は令和7年1月31日(金)までですが、なるべく1月24日(金)までに税務課または上下支所地域づくり係に申告してください。土地や家屋に設置した太陽光発電設備も申告が必要な場合があります。対象など詳しくは問い合わせてください。

◎償却資産とは

個人または会社で事業を営んでいる人が所有し、その事業のための機械、器具、備品などの資産のことです。

家屋を取り壊したら

届け出を忘れずに

12月末までに住宅や倉庫などの家屋を全部または一部取り壊す予定がある人で、まだ届け出をしていない人は、早急に電話などで連絡してください。

なお、滅失登記を行っている場合は、届け出の必要はありません。

滅失登記を行っていない場合、届け出をしないと、その家屋に対する固定資産税が引き続き課税されることがあります。

また、住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります。

申問税務課 (☎44-9127)、上下支所地域づくり係 (☎62-2111)